毎週　火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

◎　公安委員会規則　　所管課（室）名

○長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則　警務課

○特例施設占有者の指定等に関する規則等の一部を改正する規則　〃

◎　公安委員会告示

・長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和３年長崎県公安委員会規則第５号）第３条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日　警務課

・長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和３年長崎県公安委員会規則第５号）第４条第１項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第３項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第４項ただし書に規定する措置、第５条ただし書に規定する措置及び第６条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱い　〃

公安委員会規則

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則をここに公布する。

令和３年６月１日

長崎県公安委員会委員長　川口　博樹

長崎県公安委員会規則第５号

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

長崎県公安委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年長崎県公安委員会規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第６号）第11条及び長崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年長崎県条例第67号。以下「情報通信利用条例」という。）第３条の規定により、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　公安委員会等　長崎県公安委員会、長崎県警察本部長及び警察署長をいう。

⑵　法令　法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。

⑶　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。

⑷　電子証明書　電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

⑸　申請等　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技

術活用法」という。）第３条第８号及び情報通信利用条例第２条第６号に規定する申請等をいう。

２　前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。

（手続等の告示）

第３条　公安委員会等は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令の名称及び条項その他公安委員会等が必要と認める事項を告示するものとする。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等）

第４条　情報通信技術活用法第６条第１項又は情報通信利用条例第３条第１項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

２　前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

３　第１項に規定する者は、公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

４　前２項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

⑴　商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の２第１項及び第３項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

⑵　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書

⑶　公安委員会等が告示で定める電子証明書（前２号に規定するものを除く。）

⑷　前各号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

５　法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第２項及び第３項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

（署名等に代わる措置）

第５条　情報通信技術活用法第６条第４項及び情報通信利用条例第３条第４項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（第４条第４項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第６条　情報通信技術活用法第６条第６項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

⑴　申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

⑵　申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

⑶　前２号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

特例施設占有者の指定等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年６月１日

長崎県公安委員会委員長　川口　博樹

長崎県公安委員会規則第６号

特例施設占有者の指定等に関する規則等の一部を改正する規則

（特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正）

第１条　特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年長崎県公安委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別記様式第１号（第２条関係） 指定申請書 遺失物法施行規則第28条第１項の規定により指定を申請します。 年　月　日 長崎県公安委員会　殿 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地 （ふりがな） 氏名又は名称 住所又は所在地　電話（　）　－　番 （ふりがな） 法人にあっては、その代表者の氏名 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲） 物件の保管の場所 物件の数及びその算出の基礎	別記様式第１号（第２条関係） 指定申請書 遺失物法施行規則第28条第１項の規定により指定を申請します。 年　月　日 長崎県公安委員会　殿 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地 ㊞ （ふりがな） 氏名又は名称 住所又は所在地　電話（　）　－　番 （ふりがな） 法人にあっては、その代表者の氏名 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲） 物件の保管の場所 物件の数及びその算出の基礎

別記様式第２号（第２条関係）

誓　約　書

私は、遺失物法施行令第５条第５号ロ(1)から(3)までに掲げる

1　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

2　禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法（明治40年法律第45号）第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第２項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して２年を経過しない者

3　心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

長崎県公安委員会　殿

年　月　日

住　所

氏　名

別記様式第２号（第２条関係）

誓　約　書

私は、遺失物法施行令第５条第５号ロ(1)から(3)までに掲げる

1　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

2　禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法（明治40年法律第45号）第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第２項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して２年を経過しない者

3　心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

長崎県公安委員会　殿

年　月　日

住　所

氏　名　㊞

（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第２条　聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成８年長崎県公安委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別記様式第１号（第４条、第24条関係） 代理人資格証明書 年　月　日 殿 住所 氏名 年　月　日　において行われる聴聞に弁明通知書（　年　月　日付け第　号）に係る弁明の機会の付与に ついては、下記の者を代理人として選任し、私のために聴聞に弁明の機会の付与に 関する一切の行為をさせることを委任します。 記 聴聞の件名 弁明 ／ 住所 ／ 氏名 備考　1　不要の文字は、横線で消すこと。 2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。	別記様式第１号（第４条、第24条関係） 代理人資格証明書 年　月　日 殿 住所 氏名　㊞ 年　月　日　において行われる聴聞に弁明通知書（　年　月　日付け第　号）に係る弁明の機会の付与に ついては、下記の者を代理人として選任し、私のために聴聞に弁明の機会の付与に 関する一切の行為をさせることを委任します。 記 聴聞の件名 弁明 ／ 住所 ／ 氏名 備考　1　不要の文字は、横線で消すこと。 2　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第２号（第４条、第24条関係）

代理人資格喪失届出書

年　月　日

殿

住所

氏名

年　月　日　　において行われる聴聞に係る弁明の機会の付与（　年　月　日付け第　号）については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

聴聞の件名 弁明	
住　所	
氏　名	

備考　１　不要の文字は、横線で消すこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第２号（第４条、第24条関係）

代理人資格喪失届出書

年　月　日

殿

住所

氏名　㊞

年　月　日　　において行われる聴聞に係る弁明の機会の付与（　年　月　日付け第　号）については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

聴聞の件名 弁明	
住　所	
氏　名	

備考　１　不要の文字は、横線で消すこと。
　　２　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第３号（第５条関係）

参加人許可申請書

年　月　日

殿

住　所

氏　名

年　月　日　　において行われる聴聞に関する手続きに参加することを申請します。

記

聴聞の件名	
聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明	
連絡先	電話

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第３号（第５条関係）

参加人許可申請書

年　月　日

殿

住　所

氏　名　㊞

年　月　日　　において行われる聴聞に関する手続きに参加することを申請します。

記

聴聞の件名	
聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明	
連絡先	電話

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第４号（第６条関係）

補佐人出頭許可申請書

年　月　日

殿

住　所

氏　名

年　月　日に　　において行われる聴聞については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

聴聞の件名	
住　所	
氏　名	（　歳） 職　業
当事者又は参加人との関係	
補佐する事項	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第４号（第６条関係）

補佐人出頭許可申請書

年　月　日

殿

住　所

氏　名　㊞

年　月　日に　　において行われる聴聞については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

聴聞の件名	
住　所	
氏　名	（　歳） 職　業
当事者又は参加人との関係	
補佐する事項	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A４とする。

別記様式第５号（第７条関係）

参考人出頭申出書

年　月　日

殿

住　所

氏　名

年　月　日　　において行われる聴聞については、下記の者を参考人として聴聞の期日に出頭させたいので申し出ます。

記

聴聞の件名	
住　所	
氏　名	（　歳） 職　業
陳述の趣旨	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第５号（第７条関係）

参考人出頭申出書

年　月　日

殿

住　所

氏　名　㊞

年　月　日　　において行われる聴聞については、下記の者を参考人として聴聞の期日に出頭させたいので申し出ます。

記

聴聞の件名	
住　所	
氏　名	（　歳） 職　業
陳述の趣旨	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第６号（第８条関係）

（表）

第　　号

聴　聞　通　知　書

年　　月　　日

殿

印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る
の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

記

聴聞の件名		
予定される不利益処分の内容		
根拠となる法令の条項		
不利益処分の原因となる事実		
聴聞の期日		年　月　日 時　分から
聴聞の場所		
聴聞に関する事務を所掌する組織	名称	
	所在地	

備考　１　あなたは聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
２　あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
３　その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。

備考　１　所定の欄に記載することができないときは、別表に記載の上、これを添付すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（裏）

聴聞に際しての留意事項

１　あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に聴聞に関する一切の手続きをすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
２　聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の４日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
３　参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件名、その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、聴聞の期日の４日前までに主宰者に提出してください。
４　あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、変更申出書により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
５　あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

聴聞の主宰者	職名 氏名 連絡先
聴聞の公開の有無	

別記様式第６号（第８条関係）

（表）

第　　号

聴　聞　通　知　書

年　　月　　日

殿

印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る
の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

記

聴聞の件名		
予定される不利益処分の内容		
根拠となる法令の条項		
不利益処分の原因となる事実		
聴聞の期日		年　月　日 時　分から
聴聞の場所		
聴聞に関する事務を所掌する組織	名称	
	所在地	

備考　１　あなたは聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
２　あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
３　その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。

備考　１　所定の欄に記載することができないときは、別表に記載の上、これを添付すること。
２　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（裏）

聴聞に際しての留意事項

１　あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に聴聞に関する一切の手続きをすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
２　聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の４日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
３　参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件名、その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、聴聞の期日の４日前までに主宰者に提出してください。
４　あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、変更申出書により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
５　あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

聴聞の主宰者	職名 氏名 連絡先
聴聞の公開の有無	

別記様式第７号（第９条、第24条関係）

聴聞期日・場所
弁明日時・場所　変更申出書

年　月　日

殿

住　所

氏　名

年　月　日に　　において行われる
聴聞の期日・場所
弁明の日時・場所　については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

記

聴聞 弁明　の件名	
理　　由	

備考　１　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
２　不要の文字は、横線で消すこと。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第７号（第９条、第24条関係）

聴聞期日・場所
弁明日時・場所　変更申出書

年　月　日

殿

住　所

氏　名　㊞

年　月　日に　　において行われる
聴聞の期日・場所
弁明の日時・場所　については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

記

聴聞 弁明　の件名	
理　　由	

備考　１　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
２　不要の文字は、横線で消すこと。
３　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第８号（第９条関係、第24条関係）

第　　号

聴聞期日・場所
弁明日時・場所　変更通知書

年　月　日

殿

印

年　月　日に　　において行うこと
聴聞の期日・場所
としていた　弁明の日時・場所　を下記のとおり変更したので通知します。

記

聴聞 弁明　の件名		
	変　更　前	変　更　後
聴聞の期日 弁明の日時	年　月　日 時　　分から	年　月　日 時　　分から
聴聞の場所 弁明の場所		

備考　１　不要の文字は、横線で消すこと。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第８号（第９条関係、第24条関係）

第　　号

聴聞期日・場所
弁明日時・場所　変更通知書

年　月　日

殿

印

年　月　日に　　において行うこと
聴聞の期日・場所
としていた　弁明の日時・場所　を下記のとおり変更したので通知します。

記

聴聞 弁明　の件名		
	変　更　前	変　更　後
聴聞の期日 弁明の日時	年　月　日 時　　分から	年　月　日 時　　分から
聴聞の場所 弁明の場所		

備考　１　不要の文字は、横線で消すこと。
２　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第９号（第10条関係）

文書閲覧請求書

年　月　日

殿

住　所

氏　名

年　月　日　　において行われる聴聞に関し、下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

聴聞の件名	
閲覧をしようとする資料の標目	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第９号（第10条関係）

文書閲覧請求書

年　月　日

殿

住　所

氏　名　㊞

年　月　日　　において行われる聴聞に関し、下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

聴聞の件名	
閲覧をしようとする資料の標目	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第10号（第11条関係、第24条関係）

提出物目録

年　月　日

印

行政手続法　第20条第２項／第21条第１項／第27条第２項　の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書類等を受領した。

記

聴聞弁明の件名		
提出者	住　所	
	氏　名	
提出を受けた年月日		

目　録

番号	標　目	数　量	備　考

取扱者	職名　　氏名	㊞

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第10号（第11条関係、第24条関係）

提出物目録

年　月　日

印

行政手続法　第20条第２項／第21条第１項／第27条第２項　の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書類等を受領した。

記

聴聞弁明の件名		
提出者	住　所	
	氏　名	
提出を受けた年月日		

目　録

番号	標　目	数　量	備　考

取扱者	職名　　氏名	㊞

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第11号（第11条、第24条関係）

還　付　請　書

年　月　日

殿

住　所

氏　名

下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目録			
番号	標　目	数　量	備　考
取扱者	職名　氏名　㊞		

備考　1　「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。
　　2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第11号（第11条、第24条関係）

還　付　請　書

年　月　日

殿

住　所

氏　名　㊞

下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目録			
番号	標　目	数　量	備　考
取扱者	職名　氏名　㊞		

備考　1　「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。
　　2　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第12号（第15条関係、第16条関係）

第　号

聴聞 続行/再開 通知書

年　月　日

殿

印

年　月　日に　　において行った聴聞を下記のとおり 続行/再開 するので通知します。

記

聴聞の件名	
聴聞の期日	年　月　日　時　分から
聴聞の場所	

備考　1　不要の文字は、横線で消すこと。
　　2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第12号（第15条関係、第16条関係）

第　号

聴聞 続行/再開 通知書

年　月　日

殿

印

年　月　日に　　において行った聴聞を下記のとおり 続行/再開 するので通知します。

記

聴聞の件名	
聴聞の期日	年　月　日　時　分から
聴聞の場所	

備考　1　不要の文字は、横線で消すこと。
　　2　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第13号（第17条関係）

第　　号

聴　聞　調　書

年　月　日

主宰者の職名及び氏名

㊞

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
当事者の住所及び氏名（代理人・補佐人の住所及び氏名）	
参加人の住所及び氏名（代理人・補佐人の住所及び氏名	
参考人の住所及び氏名	
聴聞の期日に出頭しなかった当事者(代理人)の住所及び氏名並びに出頭しなかったことにつき正当な理由があるかどうかの旨	
説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名	

（裏）

行政庁の職員の説明の要旨	
当事者・参考人・代理人・補佐人・参考人の陳述の要旨	
その他参考となるべき事項	

備考　1　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2　証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。
3　不要の欄は、斜線を引くこと。
4　参考人には、法令の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第13号（第17条関係）

第　　号

聴　聞　調　書

年　月　日

主宰者の職名及び氏名

㊞

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
当事者の住所及び氏名（代理人・補佐人の住所及び氏名）	
参加人の住所及び氏名（代理人・補佐人の住所及び氏名	
参考人の住所及び氏名	
聴聞の期日に出頭しなかった当事者(代理人)の住所及び氏名並びに出頭しなかったことにつき正当な理由があるかどうかの旨	
説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名	

（裏）

行政庁の職員の説明の要旨	
当事者・参考人・代理人・補佐人・参考人の陳述の要旨	
その他参考となるべき事項	

備考　1　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2　証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。
3　不要の欄は、斜線を引くこと。
4　参考人には、法令の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。
5　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第14号（第18条関係）

第　　号

聴　聞　報　告　書

年　　月　　日

主宰者の職名及び氏名

㊞

聴聞通知書（　　年　　月　　日付け第　　号）に係る聴聞を終結したのでその結果を報告します。

記

聴聞の件名	
意見	
聴聞に係る事案に対する当事者及び参加人の主張	
理由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第15号（第19条関係）

聴聞調書等閲覧請求書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名

年　　月　　日　　において行われた聴聞に関し、下記の種目に係る資料の閲覧を求めます。

記

聴聞の件名	
閲覧をしようとする調書又は報告書の別	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第14号（第18条関係）

第　　号

聴　聞　報　告　書

年　　月　　日

主宰者の職名及び氏名

㊞

聴聞通知書（　　年　　月　　日付け第　　号）に係る聴聞を終結したのでその結果を報告します。

記

聴聞の件名	
意見	
聴聞に係る事案に対する当事者及び参加人の主張	
理由	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第15号（第19条関係）

聴聞調書等閲覧請求書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名　　㊞

年　　月　　日　　において行われた聴聞に関し、下記の種目に係る資料の閲覧を求めます。

記

聴聞の件名	
閲覧をしようとする調書又は報告書の別	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第16号（第20条関係）

（表）

第　　号

弁　明　通　知　書

年　月　日

殿

印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13条第１項第２号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年　月　日まで
備考	

弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりです。

備考　１　口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
２　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（裏）

弁明の機会の付与に際しての留意事項

１　弁明書には、あなたの住所、氏名、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。

２　弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

３　あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。

４　口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

別記様式第16号（第20条関係）

（表）

第　　号

弁　明　通　知　書

年　月　日

殿

印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13条第１項第２号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年　月　日まで
備考	

弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりです。

備考　１　口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
２　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
３　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（裏）

弁明の機会の付与に際しての留意事項

１　弁明書には、あなたの住所、氏名、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。

２　弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

３　あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。

４　口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

別記様式第17号（第22条関係）

第　　号

弁　明　調　書

年　月　日

弁明録取者の職名及び氏名

㊞

弁明の件名	
弁明の日時	
弁明の場所	
当事者の住所及び氏名（代理人の住所及び氏名）	
当事者の弁明の要旨	
その他参考となるべき事項	

備考　1　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
　　2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第17号（第22条関係）

第　　号

弁　明　調　書

年　月　日

弁明録取者の職名及び氏名

㊞

弁明の件名	
弁明の日時	
弁明の場所	
当事者の住所及び氏名（代理人の住所及び氏名）	
当事者の弁明の要旨	
その他参考となるべき事項	

備考　1　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
　　2　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（長崎県公安委員会に対する審査請求の手続に関する規則の一部改正）

第３条　長崎県公安委員会に対する審査請求の手続に関する規則（平成28年長崎県公安委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別記様式第１号（第10条、第17条、第27条関係）	別記様式第１号（第10条、第17条、第27条関係）

改正後

還　付　請　書

年　月　日

長崎県公安委員会　殿

住　所

氏　名

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目録			
番号	種目	数量	備考

取扱者　官職　　氏名　　㊞

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

改正前

還　付　請　書

年　月　日

長崎県公安委員会　殿

住　所

氏　名　　㊞

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目録			
番号	種目	数量	備考

取扱者　官職　　氏名　　㊞

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第４号（第23条関係）

手　数　料　納　付　書

年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

納付者

住所

氏名

行政不服審査法第38条第４項及び第６項の規定により、金　　円を手数料として納付します。

提出書類等の名称	写しの種別	単価	数量	金額
合　　計				

証　紙　貼　付　欄

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第４号（第23条関係）

手　数　料　納　付　書

年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

納付者

住所

氏名　　㊞

行政不服審査法第38条第４項及び第６項の規定により、金　　円を手数料として納付します。

提出書類等の名称	写しの種別	単価	数量	金額
合　　計				

証　紙　貼　付　欄

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（被留置者の不服申立てに関する規則の一部改正）

第４条　被留置者の不服申してに関する規則（平成19年長崎県公安委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別記様式第５号（第５条関係） 再審査申請書 年　月　日 長崎県公安委員会　殿 住所又は留置中の留置施設が置かれる警察署名 氏名 年齢　　歳 私は，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第１項に基づいて，次のとおり再審査の申請をします。 再審査の申請に係る留置業務管理者の措置： 審査の申請についての裁決の告知があった日： 再審査の申請の趣旨及び理由： 留置業務管理者の教示の有無及びその内容：	別記様式第５号（第５条関係） 再審査申請書 年　月　日 長崎県公安委員会　殿 住所又は留置中の留置施設が置かれる警察署名 氏名　　印 年齢　　歳 私は，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第１項に基づいて，次のとおり再審査の申請をします。 再審査の申請に係る留置業務管理者の措置： 審査の申請についての裁決の告知があった日： 再審査の申請の趣旨及び理由： 留置業務管理者の教示の有無及びその内容：

別記様式第10号（第10条関係）

陳　述　録　取　書

陳述人
住所
氏名
年　　月　　日生（　　歳）

上記の者は、　　年　　月　　日　　において、本職に対し、次のとおり陳述した。

1

2

3

4

5

6

7

陳述人

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立てて署名　印した。
前同日
所属
階級
氏名　㊞

別記様式第10号（第10条関係）

陳　述　録　取　書

陳述人
住所
氏名
年　　月　　日生（　　歳）

上記の者は、　　年　　月　　日　　において、本職に対し、次のとおり陳述した。

1

2

3

4

5

6

7

陳述人　㊞

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立てて署名　印した。
前同日
所属
階級
氏名　㊞

別記様式第18号（第18条関係）

年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

住所
氏名又は名称
年齢　　歳

再　審　査　申　請　取　下　書

私は、このたび次の理由により再審査の申請を取り下げます。

1　取り下げる再審査の申請

2　取下げの理由

別記様式第18号（第18条関係）

年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

住所
氏名又は名称　㊞
年齢　　歳

再　審　査　申　請　取　下　書

私は、このたび次の理由により再審査の申請を取り下げます。

1　取り下げる再審査の申請

2　取下げの理由

別記様式第19号（第19条関係）

年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

住所又は留置中の留置施設が置かれる警察署名

氏名

年齢　　歳

私は，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第１項に基づいて，次のとおり事実の申告をします。

申告に係る事実	
上記事実があった日	年　　月　　日
留置業務管理者の教示の有無及びその内容	
通知を受けた年月日	年　　月　　日

別記様式第19号（第19条関係）

年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

住所又は留置中の留置施設が置かれる警察署名

氏名　　印

年齢　　歳

私は，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第１項に基づいて，次のとおり事実の申告をします。

申告に係る事実	
上記事実があった日	年　　月　　日
留置業務管理者の教示の有無及びその内容	
通知を受けた年月日	年　　月　　日

（少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第５条　少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例施行規則（平成14年長崎県公安委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別記様式第１号（第２条関係）	別記様式第１号（第２条関係）

その１

※受理年月日		※受理番号	

利用カード等販売開始届出書

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例第６条第１項の規定により届出をします。

年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（ふりがな）氏名又は名称			
住所	〒（　　） （　　）局　　番		
（ふりがな）法人にあっては代表者の氏名			
（ふりがな）販売所の名称			
販売所の所在地	〒（　　） （　　）局　　番		
自動販売機等設置の場合	設置場所		
	機種	製造番号	
利用カード等販売業の内容			
利用するテレホンクラブ等営業	名称		
	所在地		
	電話番号		
	名称		
	所在地		
	電話番号		

その１

※受理年月日		※受理番号	

利用カード等販売開始届出書

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例第６条第１項の規定により届出をします。

平成　　年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

㊞

（ふりがな）氏名又は名称			
住所	〒（　　） （　　）局　　番		
（ふりがな）法人にあっては代表者の氏名			
（ふりがな）販売所の名称			
販売所の所在地	〒（　　） （　　）局　　番		
自動販売機等設置の場合	設置場所		
	機種	製造番号	
利用カード等販売業の内容			
利用するテレホンクラブ等営業	名称		
	所在地		
	電話番号		
	名称		
	所在地		
	電話番号		

その２

販売所における業務の実施を統括管理する者	（ふりがな）	
	氏　名	
	住　所	〒（　　） （　　）　局　　番
自動販売機等の取扱い方法		
自動販売機を設置する少年立入禁止場所の業種別		
営業開始年月日	年　　月　　日	
用途地域		
営業所の周囲２００メートル以内の略図		

備考
1　※印欄には記載しないこと。
2　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

その３

利用するテレホンクラブ等営業	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	

その２

販売所における業務の実施を統括管理する者	（ふりがな）	
	氏　名	
	住　所	〒（　　） （　　）　局　　番
自動販売機等の取扱い方法		
自動販売機を設置する少年立入禁止場所の業種別		
営業開始年月日	年　　月　　日	
用途地域		
営業所の周囲２００メートル以内の略図		

備考
1　※印欄には記載しないこと。
2　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

その３

利用するテレホンクラブ等営業	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	
	名　称	
	所在地	
	電話番号	

別記様式第２号（第３条関係）

※受理年月日		※受理番号	

廃　止　届　出　書

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例第６条第２項の規定により届出をします。

年　月　日

長崎県公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（ふりがな） 氏名又は名称	
住　所	〒（　　） （　　）局　番
（ふりがな） 法人にあっては代表者の氏名	
（ふりがな） 販売所の名称	
販売所の所在地	〒（　　） （　　）局　番
廃止する自動販売機等の設置場所	
廃止年月日	
廃止の事由	

備考
1　※印欄には記載しないこと。
2　「廃止の事由」欄には、廃止の理由となった事実を具体的に記載すること。
3　不要の文字は横線で消すこと。
4　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第２号（第３条関係）

※受理年月日		※受理番号	

廃　止　届　出　書

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例第６条第２項の規定により届出をします。

平成　年　月　日

長崎県公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

㊞

（ふりがな） 氏名又は名称	
住　所	〒（　　） （　　）局　番
（ふりがな） 法人にあっては代表者の氏名	
（ふりがな） 販売所の名称	
販売所の所在地	〒（　　） （　　）局　番
廃止する自動販売機等の設置場所	
廃止年月日	
廃止の事由	

備考
1　※印欄には記載しないこと。
2　「廃止の事由」欄には、廃止の理由となった事実を具体的に記載すること。
3　不要の文字は横線で消すこと。
4　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
5　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

別記様式第３号（第３条関係）

※受理年月日		※受理番号	

変　更　届　出　書

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例第６条第２項の規定により届出をします。

年　月　日

長崎県公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

（ふりがな） 氏名又は名称	
住　所	〒（　　） （　　）局　番
（ふりがな） 法人にあっては代表者の氏名	
（ふりがな） 販売所の名称	
販売所の所在地	〒（　　） （　　）局　番
変更年月日	年　月　日

変更事項	新	旧

変更の事由	

備考
1　※印欄には記載しないこと
2　不要の文字は横線で消すこと。
3　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第３号（第３条関係）

※受理年月日		※受理番号	

変　更　届　出　書

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例第６条第２項の規定により届出をします。

平成　年　月　日

長崎県公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

㊞

（ふりがな） 氏名又は名称	
住　所	〒（　　） （　　）局　番
（ふりがな） 法人にあっては代表者の氏名	
（ふりがな） 販売所の名称	
販売所の所在地	〒（　　） （　　）局　番
変更年月日	年　月　日

変更事項	新	旧

変更の事由	

備考
1　※印欄には記載しないこと
2　不要の文字は横線で消すこと。
3　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

別記様式第４号（第５条関係）

はり札又は立看板等の除却通告書

この広告物は、下記違反事由に該当していますので除却してください。
なお、期限までに除却しない場合は少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例第９条第３項の規定により除却します。

除却通告書のちょう付年月日		年　月　日
違反事由		
除却期限		
取扱者	団体の名称	
	氏名	
備考		

年　月　日

長崎県公安委員会

別記様式第４号（第５条関係）

はり札又は立看板等の除却通告書

この広告物は、下記違反事由に該当していますので除却してください。
なお、期限までに除却しない場合は少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例第９条第３項の規定により除却します。

除却通告書のちょう付年月日		年　月　日
違反事由		
除却期限		
取扱者	団体の名称	
	氏名	
備考		

平成　年　月　日

長崎県公安委員会

（自動車運転代行業の適性化に関する法律に基づく認定等に関する規則の一部改正）

第６条　自動車運転代行業の適性化に関する法律に基づく認定等に関する規則（平成28年長崎県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別記様式第１号（第２条関係）	別記様式第１号（第２条関係）

自動車運転代行業関係手数料納付書

年　月　日

長崎県公安委員会　殿

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり自動車運転代行業関係手数料を納付します。

認定等の種類	自動車運転代行業の認定 自動車運転代行業の認定証の再交付 自動車運転代行業の認定証の書換え
手数料の額	
収入証紙貼付欄	

注　1　認定等の種類の欄は、該当するものを○で囲んでください。
　　2　貼り付けた収入証紙には、押印しないでください。

自動車運転代行業関係手数料納付書

年　月　日

長崎県公安委員会　殿

住所

氏名　　印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり自動車運転代行業関係手数料を納付します。

認定等の種類	自動車運転代行業の認定 自動車運転代行業の認定証の再交付 自動車運転代行業の認定証の書換え
手数料の額	
収入証紙貼付欄	

注　1　記名押印に代えて、署名することができます。
　　2　認定等の種類の欄は、該当するものを○で囲んでください。
　　3　貼り付けた収入証紙には、押印しないでください。

（安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則の一部改正）

第７条　安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則（平成19年長崎県公安委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別記様式第１号（第９条関係）
<table>
<tr><td colspan="2">安全運転管理者講習受講申請書
年　月　日
長崎県公安委員会　殿
住所
安全運転
管理者名
道路交通法第108条の２第１項第１号に規定する講習を受けますので申請します。</td></tr>
<tr><td>事業所名</td><td>電話</td></tr>
<tr><td>講習手数料欄</td><td>長崎県収入証紙をここに
貼ってください。</td></tr>
<tr><td>講習年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>
別記様式第２号（第９条関係）
<table>
<tr><td colspan="2">副安全運転管理者講習受講申請書
年　月　日
長崎県公安委員会　殿
住所
副安全運転
管理者名
道路交通法第108条の２第１項第１号に規定する講習を受けますので申請します。</td></tr>
<tr><td>事業所名</td><td>電話</td></tr>
<tr><td>講習手数料欄</td><td>長崎県収入証紙をここに
副　貼ってください。</td></tr>
<tr><td>講習年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>
</td><td>
別記様式第１号（第９条関係）
<table>
<tr><td colspan="2">安全運転管理者講習受講申請書
年　月　日
長崎県公安委員会　殿
住所
安全運転
管理者名　印
道路交通法第108条の２第１項第１号に規定する講習を受けますので申請します。</td></tr>
<tr><td>事業所名</td><td>電話</td></tr>
<tr><td>講習手数料欄</td><td>長崎県収入証紙をここに
貼ってください。</td></tr>
<tr><td>講習年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>
別記様式第２号（第９条関係）
<table>
<tr><td colspan="2">副安全運転管理者講習受講申請書
年　月　日
長崎県公安委員会　殿
住所
副安全運転
管理者名　印
道路交通法第108条の２第１項第１号に規定する講習を受けますので申請します。</td></tr>
<tr><td>事業所名</td><td>電話</td></tr>
<tr><td>講習手数料欄</td><td>長崎県収入証紙をここに
副　貼ってください。</td></tr>
<tr><td>講習年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

別記様式第３号（第９条関係）

受講申請者及び受講者名簿

（　　警察署）

番号	管理番号	事業所名	氏名	受講等			受講月日	受講場所
				申請済	受講済	補講済		

（注）　受講申請書受理警察署は、番号、管理番号、事業所名、氏名及び受講等欄のみ記載する。

氏名欄は安全運転管理者等名、管理番号欄は、安全運転管理者等台帳を確認の上、管理番号を記載すること。

別記様式第３号（第９条関係）

受講申請者及び受講者名簿

（　　警察署）

番号	交付番号	事業所名	氏名	受講等			受講月日	受講場所
				申請済	受講済	補講済		

（注）　受講申請書受理警察署は、番号、交付番号、事業所名、氏名及び受講等欄のみ記載する。

氏名欄は安全運転管理者等名、交付番号欄は、安全運転管理者等証に記載されている交付番号を記載すること。

（自転車運転者講習の実施に関する規則の一部改正）

第８条　自動車運転者講習の実施に関する規則（平成27年長崎県公安委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別記様式第５号（第５条関係） 自転車運転者講習受講申請書 年　月　日 長崎県公安委員会　殿 住所 氏名 年　月　日生（　歳） 道路交通法第108条の２第１項第14号に掲げる自転車運転者講習の受講を申請いたします。 講習場所： 講習日時：　年　月　日　午前・後　時　分から 講習手数料：証紙貼付け欄	別記様式第５号（第５条関係） 自転車運転者講習受講申請書 年　月　日 長崎県公安委員会　殿 住所 氏名　㊞ 年　月　日生（　歳） 道路交通法第108条の２第１項第14号に掲げる自転車運転者講習の受講を申請いたします。 講習場所： 講習日時：　年　月　日　午前・後　時　分から 講習手数料：証紙貼付け欄

（高齢者講習及び認知機能検査の実施に関する規則の一部改正）

第９条　高齢者講習及び認知機能検査の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（指導員等の要件） 第３条　高齢者講習等において指導に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）は、講習規則第７条第２項各号及び次の各号（受講者の利便を図るために過疎地、辺地等を含む地域において講習を行う場合は、第３号及び第４号を除く。）のいずれにも該当する者でなければならない。 (1)　略 (2)　次のいずれにも該当しない者 ア　略 イ　法第117条の２の２<u>第12号</u>の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過していない者 ウ　略 (3)～(5)　略 ２　認知機能検査を行う者（以下「検査員」という。）は、講習規則第４条第２項各号のいずれにも該当し、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。 (1)　略 (2)　法第117条の２の２<u>第12号</u>の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過していない者 (3)　略	（指導員等の要件） 第３条　高齢者講習等において指導に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）は、講習規則第７条第２項各号及び次の各号（受講者の利便を図るために過疎地、辺地等を含む地域において講習を行う場合は、第３号及び第４号を除く。）のいずれにも該当する者でなければならない。 (1)　略 (2)　次のいずれにも該当しない者 ア　略 イ　法第117条の２の２<u>第11号</u>の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過していない者 ウ　略 (3)～(5)　略 ２　認知機能検査を行う者（以下「検査員」という。）は、講習規則第４条第２項各号のいずれにも該当し、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。 (1)　略 (2)　法第117条の２の２<u>第11号</u>の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過していない者 (3)　略
別記様式第１号（第４条関係） 年　月　日 長崎県公安委員会　殿 認知機能検査員講習申請書 申請者 住所　市　町　郡 フリガナ 氏名 生年月日　年　月　日生（　歳） 連絡先　自宅（　）　－ 携帯電話（　）　－ 長崎県収入証紙貼付け欄	別記様式第１号（第４条関係） 年　月　日 長崎県公安委員会　殿 認知機能検査員講習申請書 申請者 住所　市　町　郡 フリガナ 氏名　印 生年月日　年　月　日生（　歳） 連絡先　自宅（　）　－ 携帯電話（　）　－ 長崎県収入証紙貼付け欄

別記様式第３号（第６条関係）

年　月　日

長崎県公安委員会　殿

高齢者講習（75歳未満及び第３分類）
高齢者講習（小特のみ（75歳未満及び第３分類））
高齢者講習（第１分類及び第２分類）
高齢者講習（小特のみ（第１分類及び第２分類））
臨時高齢者講習　受講申請書
臨時高齢者講習（小特のみ）
チャレンジ講習
特定任意高齢者講習（簡易）
特定任意高齢者講習（シニア（75歳未満）（第３分類））

申請者 住所	市 町 郡
フリガナ 氏名	
生年月日	年　月　日生（　歳）
連絡先	自宅（　）　－ 携帯電話（　）　－

長崎県収入証紙貼付欄

別記様式第３号（第６条関係）

年　月　日

長崎県公安委員会　殿

高齢者講習（75歳未満及び第３分類）
高齢者講習（小特のみ（75歳未満及び第３分類））
高齢者講習（第１分類及び第２分類）
臨時高齢者講習　受講申請書
臨時高齢者講習（小特のみ）
チャレンジ講習
特定任意高齢者講習（簡易）
特定任意高齢者講習（シニア（75歳未満）（第３分類））

申請者 住所	市 町 郡
フリガナ 氏名	印
生年月日	年　月　日生（　歳）
連絡先	自宅（　）　－ 携帯電話（　）　－

長崎県収入証紙貼付欄

別記様式第４号（第６条関係）

年　月　日

長崎県公安委員会　殿

認知機能検査
臨時認知機能検査　受検申請書

申請者 住所	市 町 郡
フリガナ 氏名	
生年月日	年　月　日生（　歳）
連絡先	自宅（　）　－ 携帯電話（　）　－

長崎県収入証紙貼付け欄

別記様式第４号（第６条関係）

年　月　日

長崎県公安委員会　殿

認知機能検査
臨時認知機能検査　受検申請書

申請者 住所	市 町 郡
フリガナ 氏名	印
生年月日	年　月　日生（　歳）
連絡先	自宅（　）　－ 携帯電話（　）　－

長崎県収入証紙貼付け欄

（大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部改正）

第10条　大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則（平成６年長崎県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別記様式第１号（第６条関係） 年　月　日 大型車講習 中型車講習 準中型車講習（運転免許） 準中型車講習（運転免許） 普通車講習 大型二輪車講習 普通二輪車講習 大型旅客車講習 中型旅客車講習 普通旅客車講習 応急救護処置講習（一） 応急救護処置講習（二） 受講申請書 長崎県公安委員会　殿 申請者 住所　市　丁目　郡　町 ふりがな 氏名 生年月日　年　月　日生（　歳） 連絡先　自宅（　）－　携帯電話（　）－ 証紙貼り付け欄	別記様式第１号（第６条関係） 年　月　日 大型車講習 中型車講習 準中型車講習（運転免許） 準中型車講習（運転免許） 普通車講習 大型二輪車講習 普通二輪車講習 大型旅客車講習 中型旅客車講習 普通旅客車講習 応急救護処置講習（一） 応急救護処置講習（二） 受講申請書 長崎県公安委員会　殿 申請者 住所　市　丁目　郡　町 ふりがな 氏名 ㊞ 生年月日　年　月　日生（　歳） 連絡先　自宅（　）－　携帯電話（　）－ 証紙貼り付け欄

（取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正）

第11条　取消処分者講習の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別記様式第１号（第４条関係）

取消処分者講習予約申出書

年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

氏名

講習予約申出者	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	年　月　日生（　歳）
	電話番号	○自宅　○携帯電話
行政処分歴等	処分種別	○取消し等（取消し・新免・運転禁止）　○準取消し等（取消し・運転禁止）
	処分月日(期間)	年　月　日（　年）
	処分理由	○交通事故（死亡・重傷・軽傷） ○無免許　○飲酒　○速度　○その他　○データなし
	欠格期間	年　月　日から　年　月　日まで
	累積点数	前歴　回　累積点数　点

講　習　通　知　書

殿

受付	第１日目の午前８時45分から午前８時55分までの間に行います。	
講習日時	第１日目	月　日（　曜）９：００～１７：００
	第２日目	月　日（　曜）９：００～１６：００
講習場所（受付）	① 運転免許管理課　大村市古賀島町533番地５（電話 0957-53-2128） ② 指定講習機関 自動車学校　市・郡　町 電話	
講習種別	①四輪車講習（仮免許　有・無）　②二輪車講習（普自二・原付）	
講習日に持参するもの	○ 取消処分者講習予約申出書 ○ 本籍（外国人の方は国籍）記載の住民票の写しその他本籍（外国人の方は国籍）、住所、氏名及び生年月日が確認できる書類 ○ 写真２枚（講習前６か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景、縦３cm×横2.4cm） ○ 筆記用具 ○ 受講料（　円） ○ 四輪車講習・・・・運転のできる服装、仮免許取得者は仮免許証 ○ 二輪車講習・・・・ヘルメット、手袋、長袖服等運転のできる服装	
注意事項	○ 酒気を帯びての受講はできません。 ○ 一定の病気等を理由として運転免許の取得ができない場合がありますので、不安がある方は、事前に運転免許管理課へご相談ください。	
取扱部署	運転免許管理課 警察署	取扱者

別記様式第２号（第４条関係）

取消処分者講習受講申請書（公安委員会用）

年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

氏名		生年月日	年　月　日生
本籍			
住所	長崎県　市郡　町		
免許欠格期間満了の日	年　月　日		
取消し前に取得していた免許の種類	大型中型　準中型　普通　大型自動二輪　大型自動二輪　普通二輪　小型特殊　原付　けん引　大型二輪　中型二輪　普通二輪　大型特殊　けん引		
交付公安委員会	公安委員会		
希望する講習の車種	四輪　二輪　原付		
講習日	年　月　日 年　月　日	講習場所	運転免許管理課
手数料			

備考：収入証紙で手数料を納入する場合は、手数料欄にその収入証紙を貼付すること。

改正前

別記様式第１号（第４条関係）

取消処分者講習予約申出書

年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

氏名

講習予約申出者	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	年　月　日生（　歳）
	電話番号	○自宅　○携帯電話
行政処分歴等	処分種別	○取消し等（取消し・新免・運転禁止）　○準取消し等（取消し・運転禁止）
	処分月日(期間)	年　月　日（　年）
	処分理由	○交通事故（死亡・重傷・軽傷） ○無免許　○飲酒　○速度　○その他　○データなし
	欠格期間	年　月　日から　年　月　日まで
	累積点数	前歴　回　累積点数　点

講　習　通　知　書

殿

受付	第１日目の午前８時45分から午前８時55分までの間に行います。	
講習日時	第１日目	月　日（　曜）９：００～１７：００
	第２日目	月　日（　曜）９：００～１６：００
講習場所（受付）	① 運転免許管理課　大村市古賀島町533番地５（電話 0957-53-2128） ② 指定講習機関 自動車学校　市・郡　町 電話	
講習種別	①四輪車講習（仮免許　有・無）　②二輪車講習（普自二・原付）	
講習日に持参するもの	○ 取消処分者講習予約申出書 ○ 本籍（外国人の方は国籍）記載の住民票の写しその他本籍（外国人の方は国籍）、住所、氏名及び生年月日が確認できる書類 ○ 写真２枚（講習前６か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景、縦３cm×横2.4cm） ○ 印鑑（認印） ○ 筆記用具 ○ 受講料（　円） ○ 四輪車講習・・・・運転のできる服装、仮免許取得者は仮免許証 ○ 二輪車講習・・・・ヘルメット、手袋、長袖服等運転のできる服装	
注意事項	○ 酒気を帯びての受講はできません。 ○ 一定の病気等を理由として運転免許の取得ができない場合がありますので、不安がある方は、事前に運転免許管理課へご相談ください。	
取扱部署	運転免許管理課 警察署	取扱者

別記様式第２号（第４条関係）

取消処分者講習受講申請書（公安委員会用）

年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

氏名		生年月日	年　月　日生
本籍			
住所	長崎県　市郡　町		
免許欠格期間満了の日	年　月　日		
取消し前に取得していた免許の種類	大型中型　普通　大型自動二輪　大型自動二輪　普通二輪　小型特殊　原付　けん引　大型二輪　中型二輪　普通二輪　大型特殊　けん引		
交付公安委員会	公安委員会		
希望する講習の車種	四輪　二輪　原付		
講習日	年　月　日 年　月　日	講習場所	運転免許管理課
手数料			

備考：収入証紙で手数料を納入する場合は、手数料欄にその収入証紙を貼付すること。

別記様式第３号（第４条関係）

取消処分者講習受講申請書（指定講習機関用）

年　月　日

指定講習機関名
管理者名　　殿

氏　名		生年月日	年　月　日生
本　籍			
住　所	長崎県　　市郡　　町		
免許欠格期間満了の日	年　月　日		
取消し前に取得していた免許の種類	大型 準中型 中型 普通 大型自二 大型自二 普通二 小型特二 原付 けん引 大型二 中型二 普通二 大型特二 けん引二		
交付公安委員会	公安委員会		
希望する講習の車種	四輪　二輪　原付		
講習日	年　月　日 年　月　日	講習場所	指定講習機関 （　　）
備考			

別記様式第３号（第４条関係）

取消処分者講習受講申請書（指定講習機関用）

年　月　日

指定講習機関名
管理者名　　殿

氏　名		生年月日	年　月　日生
本　籍			
住　所	長崎県　　市郡　　町		
免許欠格期間満了の日	年　月　日		
取消し前に取得していた免許の種類	大型 中型 普通 大型自二 大型自二 普通二 小型特二 原付 けん引 大型二 中型二 普通二 大型特二 けん引二		
交付公安委員会	公安委員会		
希望する講習の車種	四輪　二輪　原付		
講習日	年　月　日 年　月　日	講習場所	指定講習機関 （　　）
備考			

（長崎県指定講習機関に関する規則の一部改正）

第12条　長崎県指定講習機関に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別記様式第19号（第10条関係） **初心運転者講習通知手数料納入書** 長崎県公安委員会　殿 年　月　日 住所 氏名　　（男・女） 年　月　日生（　歳） 道路交通法第108条の２第１項第10号に規定する講習を受けますので通知手数料を納入します。 免許の種類　□□□□□□□□□□□□ 免許証番号　第　　号 年　月　日 公安委員会交付 講習の種類　□ 準中型　□ 普通　□ 大自二　□ 普自二　□ 原付 通知手数料　長崎県収入証紙をここに貼ってください。	別記様式第19号（第10条関係） **初心運転者講習通知手数料納入書** 長崎県公安委員会　殿 年　月　日 住所 氏名　　印（男・女） 年　月　日生（　歳） 道路交通法第108条の２第１項第10号に規定する講習を受けますので通知手数料を納入します。 免許の種類　□□□□□□□□□□□□ 免許証番号　第　　号 年　月　日 公安委員会交付 講習の種類　□ 準中型　□ 普通　□ 大自二　□ 普自二　□ 原付 通知手数料　長崎県収入証紙をここに貼ってください。

（指定自動車教習所の職員に対する講習の実施に関する規則の一部改正）

第13条　指定自動車教習所の職員に対する講習の実施に関する規則（平成６年長崎県公安委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別記様式第５号（第７条関係）
講習申出書
年　月　日
長崎県公安委員会　殿
住所
氏名
年　月　日生（　歳　男・女）
道路交通法第108条の２第１項第９号の規定により講習を受けますので申出いたします。
教習所名
講習区分
講習手数料（長崎県収入証紙をここにはってください。）</td><td>別記様式第５号（第７条関係）
講習申出書
年　月　日
長崎県公安委員会　殿
住所
氏名　㊞
年　月　日生（　歳　男・女）
道路交通法第108条の２第１項第９号の規定により講習を受けますので申出いたします。
教習所名
講習区分
講習手数料（長崎県収入証紙をここにはってください。）</td></tr>
</table>

（運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正）

第14条　運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別記様式第２号（第２条関係）

運転免許取得者教育指導員誓約書

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号）第２条第２号イからハまでに掲げる
○　21歳未満の者
○　道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の２の２第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者
○　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第２条から第６条までの罪又は道路交通法に規定する罪（道路交通法第117条の２の２第12号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者
のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

住所
氏名

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。</td><td>別記様式第２号（第２条関係）

運転免許取得者教育指導員誓約書

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号）第２条第２号イからハまでに掲げる
○　21歳未満の者
○　道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の２の２第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者
○　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第２条から第６条までの罪又は道路交通法に規定する罪（道路交通法第117条の２の２第12号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者
のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

住所
氏名

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

３　この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第18号

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和３年長崎県公安委員会規則第５号）第３条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を次のように告示する。

令和３年６月１日

長崎県公安委員会委員長　川口　博樹

１　手続等の根拠となる法令の名称及び条項

名称	条項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第１項、第４項及び第５項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第２項及び第３項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第４号）	第17条第１項

２　使用を開始する日
　令和３年６月１日

長崎県公安委員会告示第19号

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和３年長崎県公安委員会規則第５号）第４条第１項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第３項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第４項ただし書に規定する措置、第５条ただし書に規定する措置及び第６条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱いを次のように定める。

令和３年６月１日

長崎県公安委員会委員長　川口　博樹

１　長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和３年長崎県公安委員会規則第５号。以下「規則」という。）第４条第１項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

２　公安委員会等は、規則第４条第３項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

３　規則第４条第４項ただし書に規定する措置は、別表第１の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第１号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第２条第３号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムＵＲＬ」という。）を受信し、当該ワンタイムＵＲＬを用いて申請部分に接続する措置とする。

４　規則第５条ただし書に規定する措置は、別表第２の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第４条第２項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

５　規則第６条の場合において、規則第４条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第６条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしなければならない。

別表第１（３関係）

法令等	規定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の３第５項並びに第78条第１項、第４項及び第５項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第１項、第16条第２項及び第３項並びに第17条第２項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第９号）	第10条第３項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第５条第１項及び第８条第１項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第４号）	第17条第１項

別表第２（４関係）

法令等	規定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の３第５項並びに第78条第１項、第４項及び第５項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第１項、第16条第２項及び第３項並びに第17条第２項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第９号）	第10条第３項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第５条第１項及び第８条第１項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第４号）	第17条第１項

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四
印刷所　長崎市弥生町八番三十号
印刷人　株式会社　岩永印刷所
岩永泰明